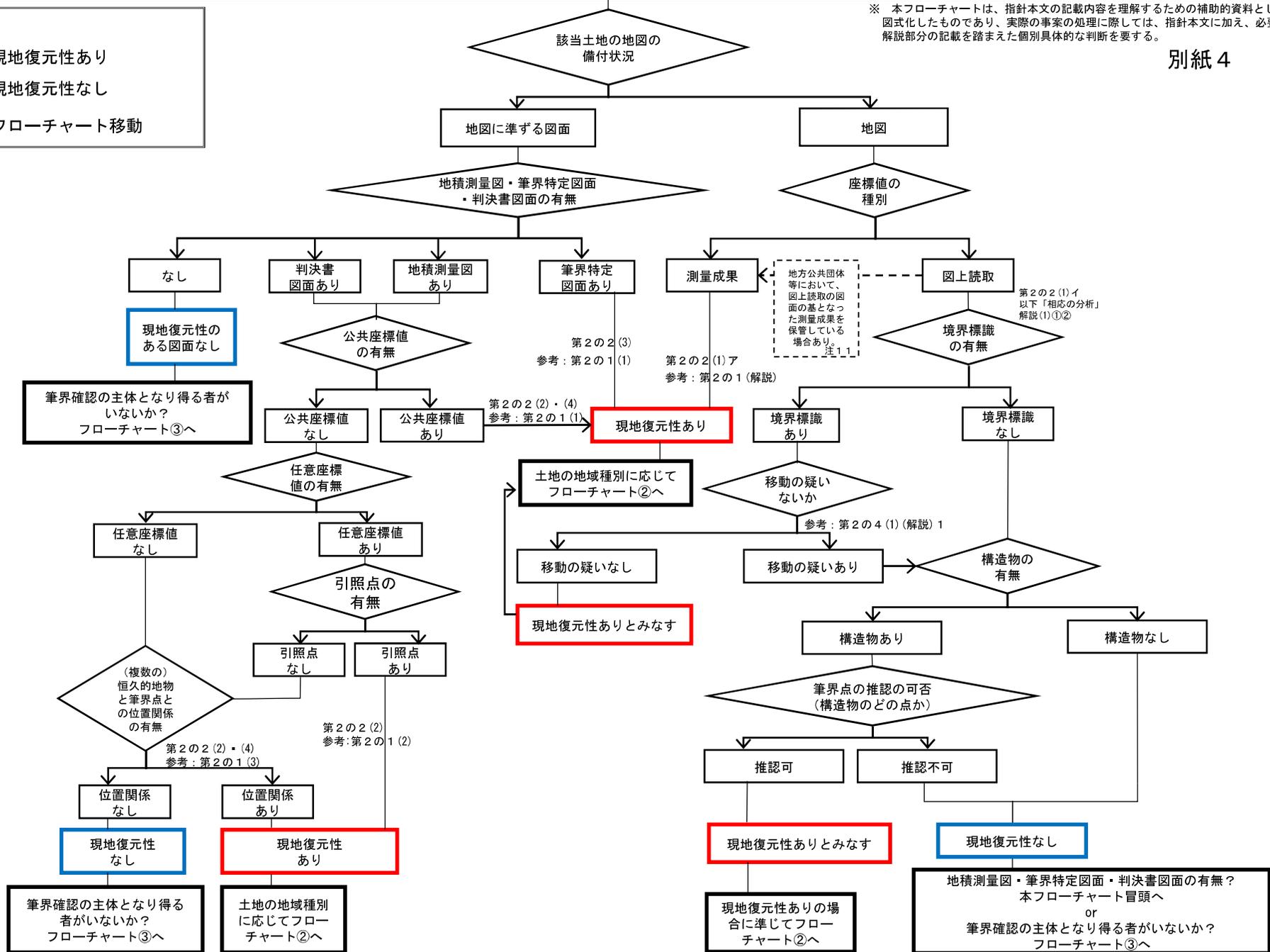


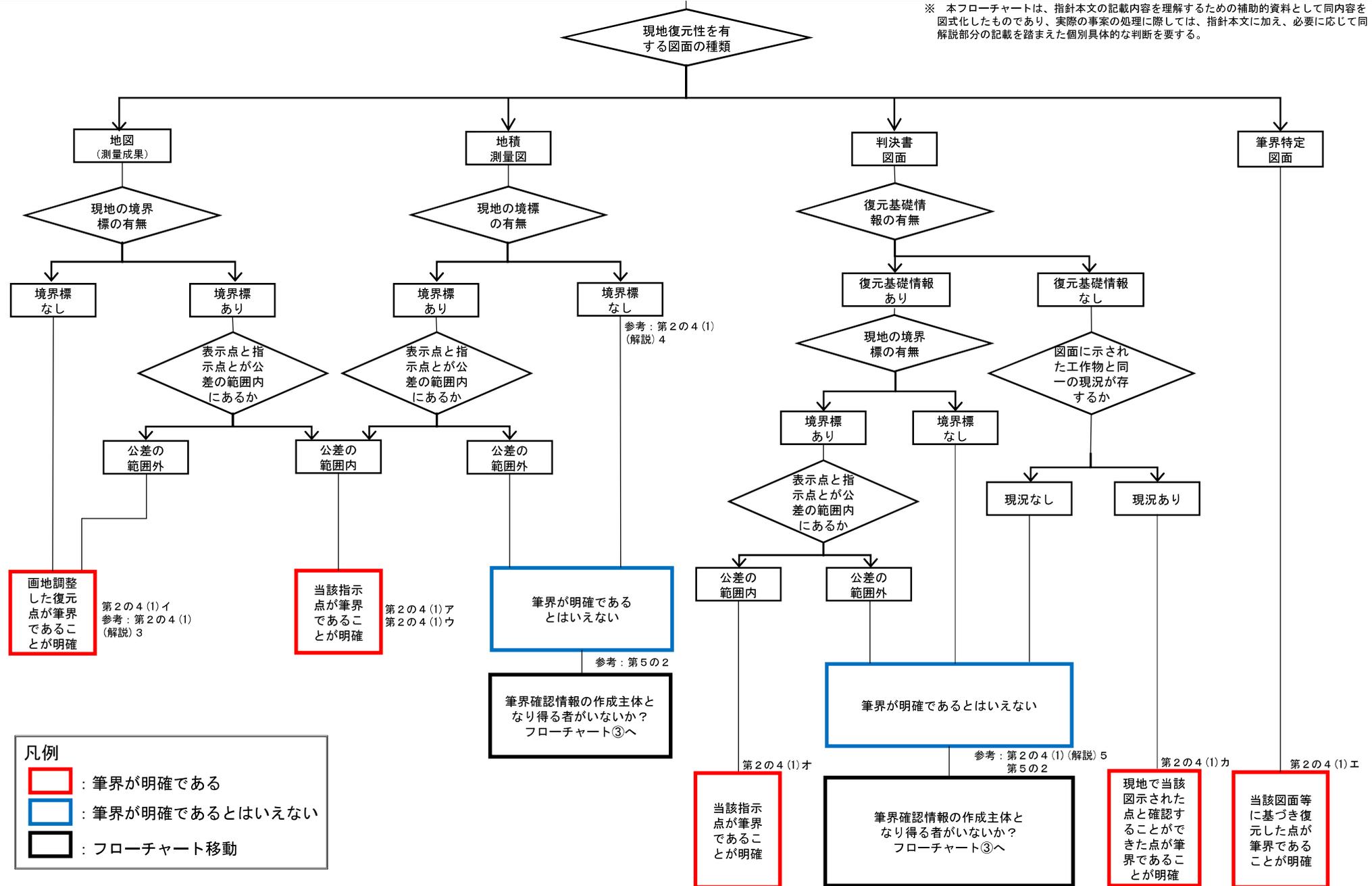
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。

凡例

- : 現地復元性あり
- : 現地復元性なし
- : フローチャート移動



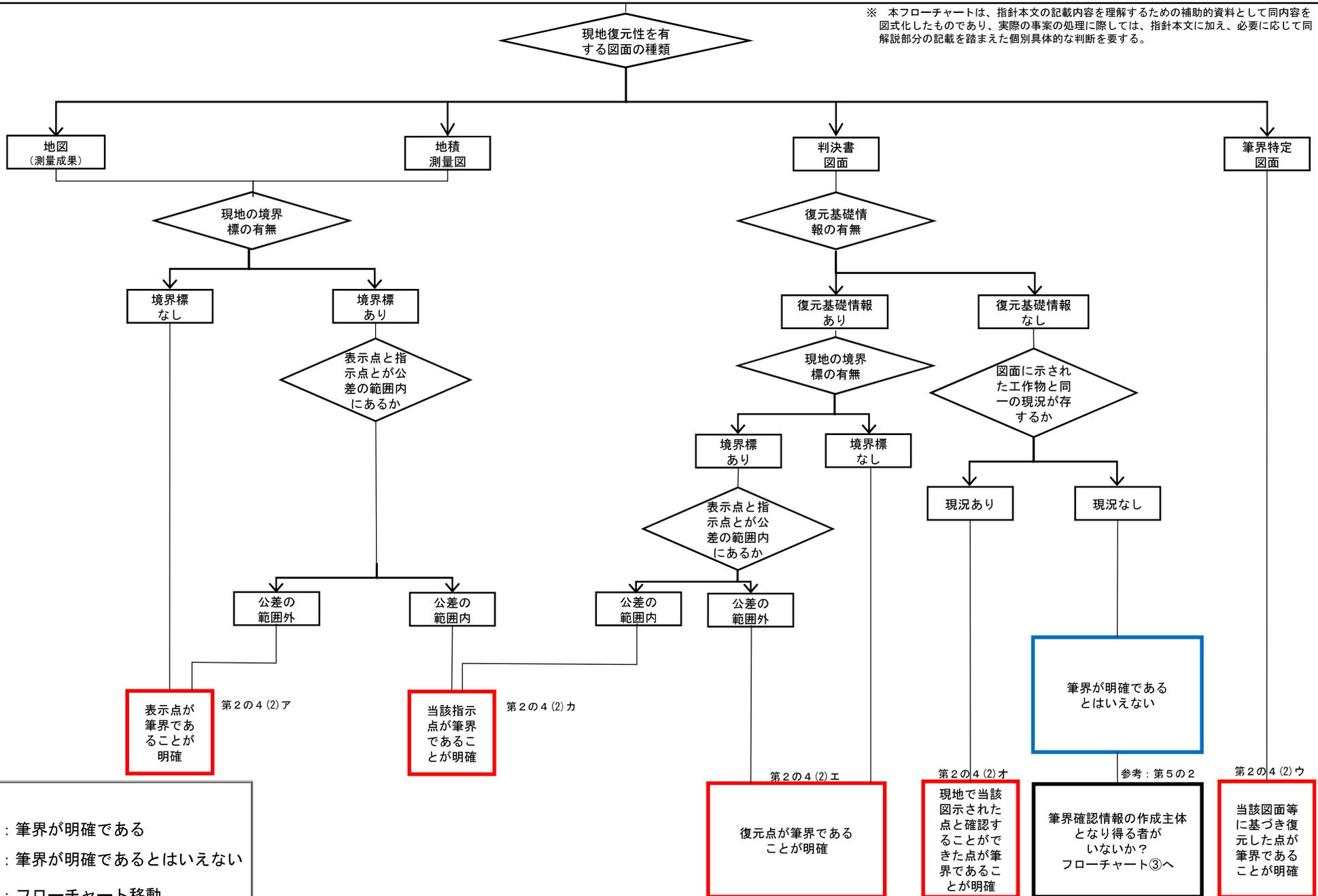
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



凡例

- : 筆界が明確である
- : 筆界が明確であるとはいえない
- : フローチャート移動

※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



凡例

- : 筆界が明確である
- : 筆界が明確であるとはいえない
- : フローチャート移動

表示点が筆界であることが明確 第2の4(2)ア

当該指示点が筆界であることが明確 第2の4(2)カ

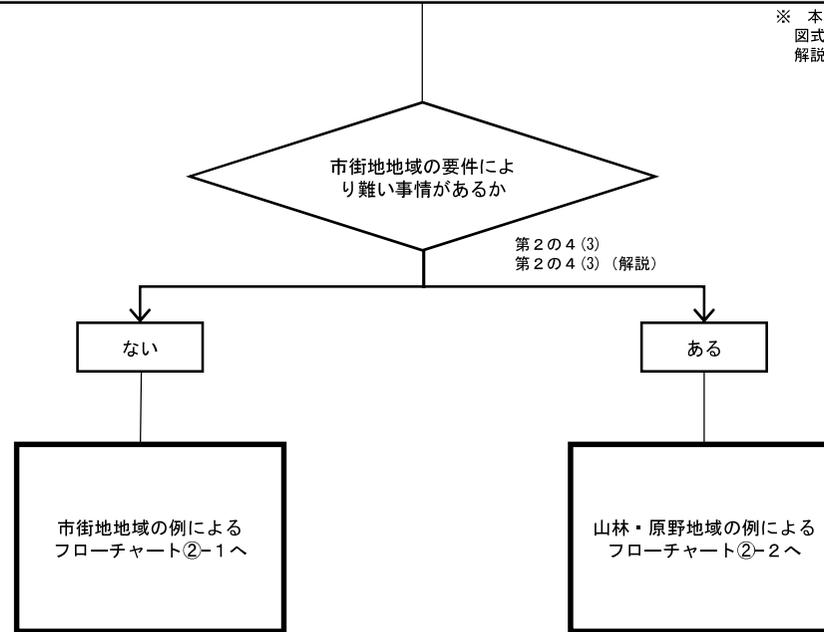
復元点が筆界であることが明確 第2の4(2)エ

現地で当該図示された点と確認することができた点が筆界であることが明確 第2の4(2)オ

筆界が明確であるとはいえない 参考：第5の2 筆界確認情報の作成主体となり得る者がいないか？ フローチャート③へ

当該図面等に基づき復元した点が筆界であることが明確 第2の4(2)ウ

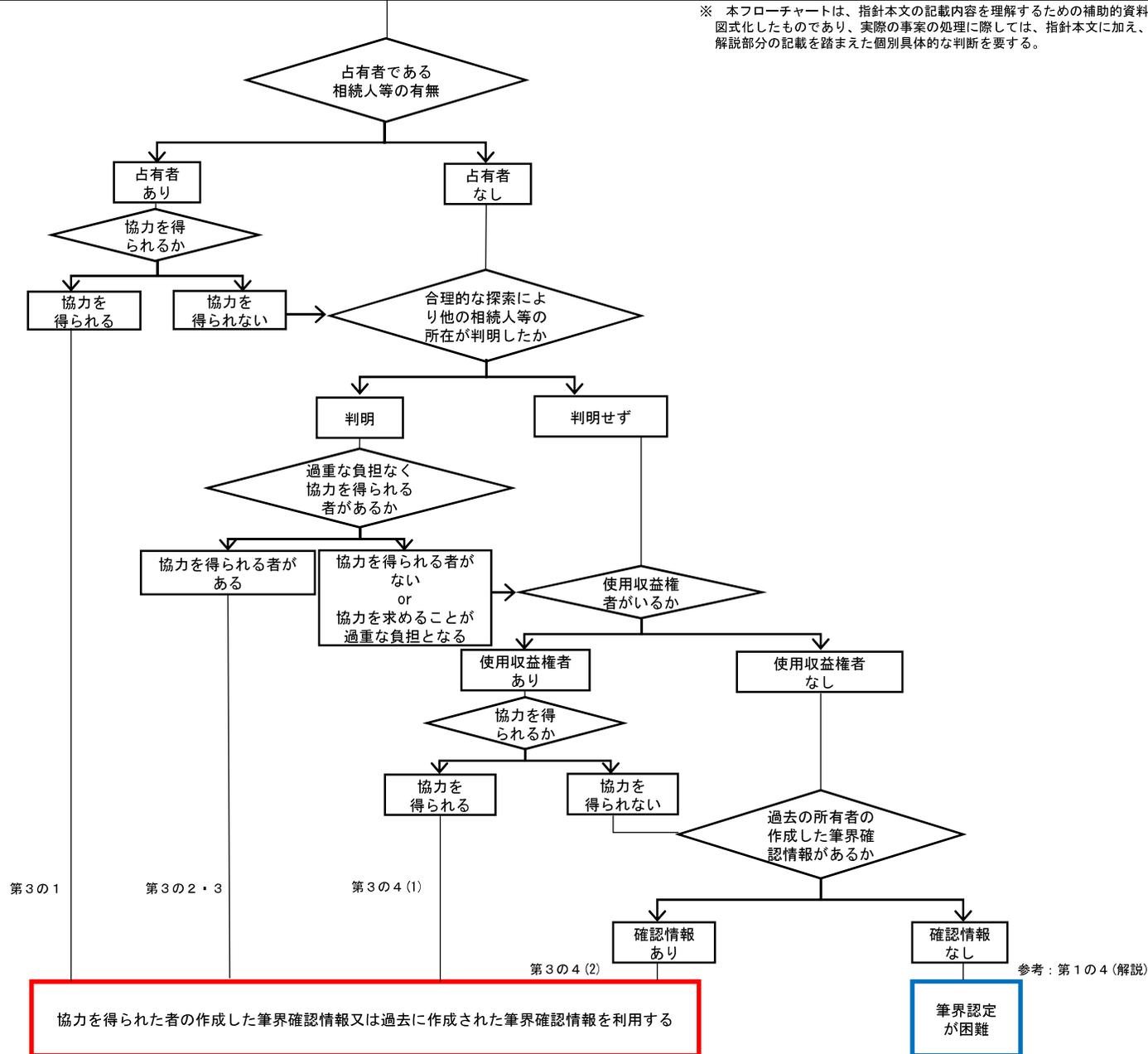
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



筆界が明確であるとはいえない（筆界確認情報の作成主体）

フローチャート③

※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



凡例

- : 得られた筆界確認情報を利用
- : 筆界認定が困難

協力を得られた者の作成した筆界確認情報又は過去に作成された筆界確認情報を利用する

筆界認定が困難

略語・用語一覧

ページ	略語・用語	略語・用語に対応する内容
1	筆界関係登記	① 土地の表題登記 ② 地積に関する変更若しくは更正の登記 ③ 分筆の登記
1	登記名義人等	所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む
1	筆界確認情報	相互に隣接する土地の所有権の登記名義人等が現地立会い等によって土地の筆界（表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線）を確認し、その認識が一致したこと及びその地点を特定して示すことを内容とする情報
1	法務局等	法務局及び地方法務局
1	事務取扱要領等	不動産の表示に関する登記の実務上の詳細な取扱いを定める、法務局等の長の訓令、通達
1	筆界確認情報の提供等	筆界確認情報の作成及び登記所への提供 登記所への提供を目的とした作成を意味し、当事者が必要に応じて任意に作成することは含まない
1	申請土地	筆界関係登記の申請に係る土地
1	隣接土地	申請土地に隣接する土地
1	1項地図	不動産登記法第14条第1項所定の地図
1	4項地図	不動産登記法第14条第4項所定の地図に準ずる図面
3	筆界に関する登記所保管資料	登記所に備え付けられている地図（不動産登記法第14条第1項）、地図に準ずる図面（不動産登記法第14条第4項）及び地積測量図並びに登記所に保管している分筆申告図等の筆界に関する資料
3	換地確定図	土地改良や区画整理等の換地処分時の土地の位置・形状・辺長などについて測量した値等が記録された図面
3	境界標	現地における筆界の位置を明らかにするために埋設された、永続性のあるコンクリート杭、金属釘等
5	復元基礎情報	図面に関する情報のうち、理論上現地復元性を有するもの
5	現地復元性	図面に図示された筆界を現地に復元することができる機能
6	引照点	測量によって定めた点を復元するために設ける点
7	表示点	測量により現地に表した点 筆界点の座標値等の数値情報（距離、角度等）に基づき、測量機器を使用して単に現地に表した点を意味するもの
7	復元点	筆界点の座標値等の数値情報（距離、角度等）を基礎としつつ、各種資料や現況等の分析及び検討を行い、本来の筆界点の位置を現地に再現した点を意味するもの
7	図面情報	図面に記録されている情報
7	筆界特定図面	筆界特定登記官による筆界特定に係る図面
7	判決書図面	筆界確定訴訟において確定した判決書の図面
12	指示点	境界標の表面にされた刻印等によって、当該境界標が指し示す点
12	画地調整	既存の地図や地積測量図の情報と既設の境界標・工作物・地形等の情報を照合し、各土地の形状、筆界点間の距離、面積比率等を総合的に勘案して、筆界点の検討を行う作業
17	共有登記名義人	所有権の登記名義人が共有関係にある場合におけるその共有者
17	未登記相続人	所有権の登記名義人が死亡している場合でその相続の登記が未了であり、相続人が複数である場合における相続人
17	共有登記名義人等	共有登記名義人又は未登記相続人